

泉北ニューデザイン推進協議会規約 新旧対照表

| 現行   | 改正（案）  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">泉北ニューデザイン推進協議会規約</p> <p>(略)</p> <p>(幹事会)</p> <p>第10条 協議会に、その円滑な運営を図るため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は第3条に定める構成団体の中から必要な者で構成し、会議に提案する事項などについて審議する。</p> <p>3 幹事会に、幹事長、副幹事長を置く。</p> <p>4 幹事長は堺市泉北ニューデザイン推進室長、副幹事長は大阪府<u>住宅まちづくり部</u>副理事の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項、第8条第1項並びに第9条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「幹事長」と、「副会長」とあるのは「副幹事長」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前項に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営について必要な事項は、幹事会において定める。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、平成22年4月13日から施行する。</p> <p>(平成23年3月28日 一部改正)</p> <p>(平成23年6月2日 一部改正)</p> <p>(平成23年7月21日 一部改正)</p> | <p style="text-align: center;">泉北ニューデザイン推進協議会規約</p> <p>(略)</p> <p>(幹事会)</p> <p>第10条 協議会に、その円滑な運営を図るため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は第3条に定める構成団体の中から必要な者で構成し、会議に提案する事項などについて審議する。</p> <p>3 幹事会に、幹事長、副幹事長を置く。</p> <p>4 幹事長は堺市泉北ニューデザイン推進室長、副幹事長は<u>大阪都市計画局拠点開発室副理事兼</u>大阪府<u>建築部</u>副理事の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項、第8条第1項並びに第9条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「幹事長」と、「副会長」とあるのは「副幹事長」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前項に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営について必要な事項は、幹事会において定める。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、平成22年4月13日から施行する。</p> <p>(平成23年3月28日 一部改正)</p> <p>(平成23年6月2日 一部改正)</p> <p>(平成23年7月21日 一部改正)</p> |

| 現行   | 改正 (案)  |
|--|---|
| (平成 23 年 9 月 10 日 一部改正)<br>(平成 24 年 5 月 10 日 一部改正)<br>(平成 25 年 6 月 3 日 一部改正)<br>(平成 27 年 4 月 1 日 一部改正)<br>(平成 28 年 4 月 1 日 一部改正)<br>(平成 29 年 4 月 1 日 一部改正)<br>(平成 29 年 6 月 1 日 一部改正)<br>(平成 29 年 6 月 23 日 一部改正)<br>(令和元年 6 月 21 日 一部改正)<br>(令和 2 年 4 月 1 日 一部改正)<br>(令和 3 年 4 月 1 日 一部改正)<br>(令和 3 年 10 月 27 日 一部改正) | (平成 23 年 9 月 10 日 一部改正)<br>(平成 24 年 5 月 10 日 一部改正)<br>(平成 25 年 6 月 3 日 一部改正)<br>(平成 27 年 4 月 1 日 一部改正)<br>(平成 28 年 4 月 1 日 一部改正)<br>(平成 29 年 4 月 1 日 一部改正)<br>(平成 29 年 6 月 1 日 一部改正)<br>(平成 29 年 6 月 23 日 一部改正)<br>(令和元年 6 月 21 日 一部改正)<br>(令和 2 年 4 月 1 日 一部改正)<br>(令和 3 年 4 月 1 日 一部改正)<br>(令和 3 年 10 月 27 日 一部改正)<br><u>(令和 4 年 1 月 26 日 一部改正)</u> |
| (略)  | (略)   |